

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」

法律の趣旨・理念

「簡素で効率的な政府」を実現する観点から

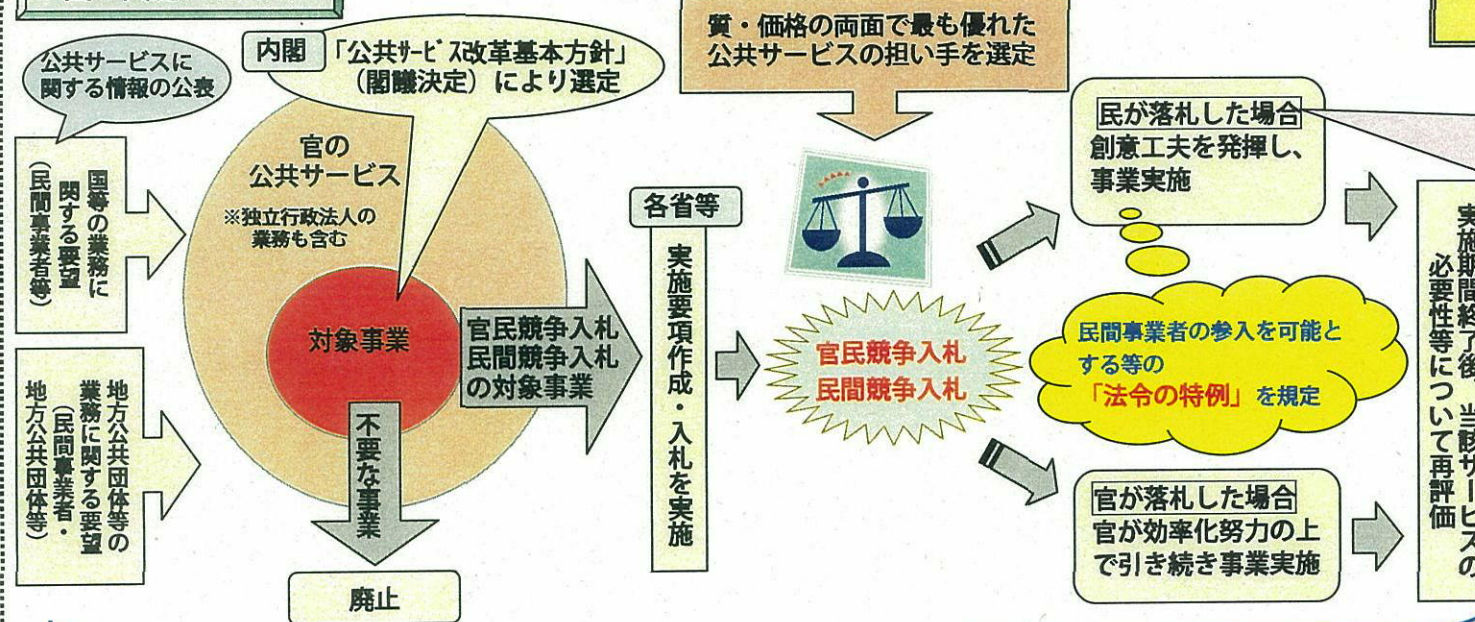
- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- 公共サービスによる利益を享受する**国民の立場に立って**、公共サービスの**不断の見直し**を行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進
- 具体的には、**官民競争入札・民間競争入札**を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の**創意工夫**を適切に反映させることにより、国民のため、**より良質かつ低廉な公共サービスを実現**（他方で、不要な公共サービスは**廃止**する）

「官民競争入札」とは・・・

- 公共サービスについて、「官」と「民」が**対等な立場で競争入札**に参加し、**質・価格の両面で最も優れた者が**、そのサービスの提供を担う仕組み
- 米国、英国、豪州等で既に実施

法律の概要

国の実施プロセス



<地方公共団体の官民競争入札等>

国は、地方公共団体の要望を踏まえ、「基本方針」において、**民間事業者の参入を可能とする等の「法令の特例」**を定めることなど、地方公共団体の取組を可能とする**環境整備を図る**

※ 地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するか否かは各地方公共団体の自主的な判断。

<民間事業者の適正かつ確実な実施を確保>

- 確保すべき公共サービスの質（要求水準）を「実施要項」で明確化
- 法律で入札参加資格について明記
- 守秘義務やみなし公務員規定
- 事業者の監督（報告徴収、立入検査、必要な措置をとるべきことの指示）

<人の移動を円滑化するための措置>

- 民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇は、**配置転換と新規採用の抑制**が基本
- 民間事業者との間で人の移動を円滑化するため、公務員が退職し落札事業者に雇用されて公共サービスに従事した後、公務に復帰した場合、**退職手当の算定について、国家公務員としての在職期間を通算する旨を規定**

「官民競争入札等監理委員会」（委員長：落合誠一東京大学教授）がプロセスの**透明性・中立性・公正性を確保**
→ 「公共サービス改革基本方針」「官民競争入札実施要項」の審議等